【說問】 春例8条1項13項は、青少年が規制図書類も購入引力 自由(老は(以下吸)21年頃)を利利タカものとして発売ではないか。 1、まず、21年1頃は、老現行為に対して、たろ自由していりもつ も裏側から保障している。そして、関語りか自由においても、2つ 「知う自由」の範囲内であるでして、保障される。 2、でして、青カ年1日、条例8条3項に基づき、規制図書類も 購入できるくなかりであかから、上記自由が制行されていか、 3. それでは、規制のはいかねか特度において正当化できるか。 第 規制のルクルでは、青か年の健全は青成を図りていり目的で 街やれてかり、ハウナリズム的は規制である。そのため、規制も 来の力等請が存在引力。また、規制図書類については、刊行 された表現物ではあかものの、性的表現に関して言えば、個人 の意思形成以作为表現内をであるこはいい難い。そのため、表 現の重度でしては、比較的低いものと言わむるを得ない。 きっとも、規制のについては、旧町表現という表現内容に着目した 規制であるため、内容規制的側面を有りる。そのため、ある程度 。 麻酔は判断を実まか. 己で、自的が重要で、規制手段で)間で美質的関連性が 認められなかでうかで判断する。 4. 科では、着力年の健全は真成も国然かり目的(以下、 「目的のという。)については、重多である。 えして、同目的の化めい販売自体を発止了カエンは、飲酒

販売にかいても年齢制限を課し、これが効果的で認めSれてい からてと対比して考えても、南台的であるといえる。 きった、青ヶ年ルついては、規制図書模の購入か一律に発止し れわて多るのは、過度であかという反論が考えられる。しかしてれに ついては、上記目的は、柔軟性も有りの看力手の思想形成期 にとっては、重度は目的であり、この目的達成のためには、中心 を得ねいとりかのか大乗の意見にも呼合りか。 しれかって、母度は手段ではない。 5、以上もり、目的との間に、手段でしての東質的関連性も認められ 走走218/85/8 小. 第2. 孝似日本は、2項、4項は、日蔵以上の名が規制図書、類を閉鏡のか自由を接着了かものでして、年来では何いか。 ここで、18歳以上の者が規制図書類を関語りか自由心 かいても、青カ手のときと目様に、2年1項により、保障を受ける ものである。 己に、は歳以上の在は規制区域内(8年2項)においては、 規制図書類を購入できない。まし、手を同年4項にまれる。 。脾別場所について別果の取扱いを受ける場所での購入方は としまってしまう。 そうりろと、一律に購入の祭止がほごれかりでは10いと いう反論があっひとしても、上記理由に基づき、利的は存在 まるてきわむかも得しい。 されでは、規制のはいかなり程をいかいて正当化できるか。

青ヶ年のときと比べて、規制のはノッターナリズム的は規制を目的 でまかものではない。そのれの、規制をまでき重要度は低い。もっと も、規制のも達成りか上で、青ヶ村が通り手換の区域なの関係 で、規制のが生がかものと考えられる。そうりるて、規制のは規 剃のも連成りか上では、重要はものといえか。剛立と同様に、 規制②についても表現についての内を規制と考えられる。これに ついては、規制区域で少距離的制的があるにまざず、内を中 立規制とまでもとの反論が、考えられる。しかし、この距離日制限 13日間的はものにまます、性的表現に看自して規制の抗制が 回られいかというのが条例の規制題旨である。したがって、内容 規制的側面1升有多力。 モニで、規制回についても、規制のと同様の基準で判断する。 4、本件で13、規制図書類が買うっきりのはい人にろの目にしむ やみに「独山ねいまクに多か目的(以下目的のとりか。)は重多である。 問 ラLで、規制回は、規制図書類の販売場所も別に設ける ことで、購入を予定しはい者には目が用いなくなり以上、手段 としては着合的でありていえる。 まし、規制国書類の購入にかては、の蔵以上の在は、規 利区或外では購入が可能であり、店舗内でも他の陳列場所 に起けは頭入ができる。そうりかと、舞入が強しられていかけ ではなく、温度は手続ともいえない、 5、以近),目的な間の手段としての垂美質的関連性も認めら 水、孝美でははい。

第

第3. 承到7条に規定でれいる「殊更に性的感情を割象りる 画像又は国画に限ろ」でいう表現は、明確性の原則(21条1項) 12友 Ly who 1、こで、同原則に反引みかは、一般人をして同文言に該当りるか でうかを判断できるければしまるい 2- 新にかいては、抽象的か、概括的は表現、にてごまかものと 言めむるも得しない。 3. んがって、一般人をして、該当り刊別は困難であるでして、明 確性の原則には抵触する。 第4、承例を外(頃、2頃、3項目、規制図書類を販売する自由 (22年頃)を制行(規制のよりなの)りかものとして、達意ではないか。 1、 cct. 22年1項18. 職業2是択112後12. CNE盛街で きなけれるで意味をなさないから、管案の自由、も保障しいる。 そして、規制図書類を販売りか自由は、この管案の自由」によっ て保障を受けるものなれる。 2. モレス、上記販売を引力をは、上記の条例ですり、規制図書 期の販売の禁止も受ける。そうまかて、利利か存在する。 3、それでは、規制のはいかなる程度において正当化されるか。 規制③については、規制の、②を行り以上、販売有側にも 認のむりを得ないものであか。っまり、規制の1年、規制の.② 12月月11月11日にあり、制行はやしを得はいきのはいえる。 きっても、規制③によって、为大は力不利益を被力后間も少なか 5月1日存在3万。その12め、力数有の犠牲をして、目的を季成3万

考之日正当化长地 (難い。一方、事業者が各別分別に建反 した場合にかいては、条例9条により、営業停止命合の措置 が講じられる危険性がある。してがって、規制の態様は近い ものといえか。 きこで、規制③についても、規制の、①に行項すかものであか 以上、規制の、②のときと同様の基準で判断する。 4. 本作では、規制のの目的は、目的の、のにある。前末では かんまりに、これらり目的はいずれも重要である。 以下、手段との美質的関連性でついては、分けて検討する。 (1) 日用品で並んで規制国書類を販売しても化店舗を必 規成区域内の店舗にかいて ア、これらり店舗では、一体心規制図書類の販売が禁止され カンとになる。もっとも、当熟祭止については、確かい目的の ②を達成りか上で、前右的であるていれる。 イ、それでは、手段について母屋でいえかか。 規制区域内においひは、青ヶ年が店舗に来店する高層とし ても 沙教を占めかことが規定される。 こうまかて、同区域内での 販売はだえる美益がある。そして、同区域内においては、規制 日書類にわた上げが20%を超えか店舗はかかかりの店 舗しかしょいのが現状である。そうまかて、これらの店舗につい ひは、同目的のため心を物せざみを得えないなる。 しにかって、規制区域内での店舗での販売を保じからては、自 度で1818い。

一方、日用品で重んで扱っている店舗にかてけ、店頭に垂べ 白い方はで販売するでいり形で販売することが可能である。その んめ、同区域内にない場合まで規制まなのは、過度といり ご为を得ねい. ゆえれ、日本2項は合意であかが、1項は昼意である。 ② 規制回書類とされ以外の図書類を扱っている店舗について、 目的の、のとの関係では、同様に直合的である。 己て、陳別・易所も別に設けることは、購入すりない とって んめかいを生じむせかんめ、規制手段てしては、強いとの反論 が考えられる。しかし、これについては、同店舗においては、購入 を禁止するまでのものではない。そのにあ目的の、のこの関係で 自町手成の化のにおめられる店舗側とにの配慮なうべき である。 8年9項 しんかって、規制のは手段でした自度ではない、多条4項 ウ. 少えれ、手段としての美質的関連性が認められ、科制のは 虚意ではしない。 第5 春期9春日、1月七日季柳度、2項七季集長上命名七年 · 方ことをはいかる 新りは春日、日本、日本、日本ル反した場合に罰則も 該けているが、同条による規定は、明確性の原則(31条)に反しないが。 . 同判断についても、同様に一般人もして判断が可能かい よって、検討する。 2、日本、日本においては、禁止行為や探られる措置内容がある程 度具体的に記載されているといえる。

同原則1717抵胜し	そして該当性の判断が可能であること	
,	以	
4		
5		***********
		omeocratic
7		ra-mara a sa
The second control of		************
9		
ĪŌ.		
11		er-strangeness
		*Compression
13		
14		
15		~~~~
16		
<u> </u>		
8		
9		
.0		
2		